



平成 27 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社すかいらく
代表者名 代表取締役社長 谷 真
(コード番号: 3197 東証第一部)
問合せ先 広報グループ
(TEL 0422-37-5310)

持株会社体制への移行に係る検討開始 及び定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、グループ経営を高度化させ、当社グループの競争力を高めるため、平成 27 年中を目処に会社分割によって持株会社体制に移行するための検討を開始することを決議し、また、当社定款につき、持株会社体制への移行を見据えた事業目的の変更（以下「本件定款変更Ⅰ」といいます。）及び「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。）の施行に伴う責任限定契約に関する定めの変更（以下「本件定款変更Ⅱ」といいます。）を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）について、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本定款変更につきましては、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会において承認されることを前提としております。また、本件定款変更Ⅱにつきましては、改正会社法の施行の日（平成 27 年 5 月 1 日）をもって効力が生じるものとしております。

記

I. 持株会社体制への移行

1. 持株会社体制移行の背景と目的

当社グループは、『価値ある豊かさの創造』を経営理念に掲げ、当社グループが運営する店舗において、ひとりでも多くのお客様に、おいしい料理を手頃な値段と気持ちのよいサービスで、清潔な店舗で味わっていただくことを使命としています。従業員一丸となって、それぞれの地域で皆様に喜ばれ、なお一層必要とされる店舗づくりを目指すため、顧客のニーズに柔軟に対応し、より強固な企業体制を整備し、市場競争力を向上させる必要があると認識しています。

このような状況のなか、当社は、本日開催の取締役会において、グループ経営を高度化させ、当社グループの競争力をさらに高めるため、平成 27 年中を目途に、会社分割によって持株会社制に移行するための検討を開始することを決議いたしました。

2. 持株会社体制への移行の方法等

当社は、分割準備会社として当社完全子会社を設立した上で、当社を吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）とし当該分割準備会社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます。）とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、当社の上場を維持したまま、平成 27 年中を目処に持株会社体制に移行することを予定しておりますが、現時点で詳細は決定しておりません。詳細を検討し、決定次第開示致します。

3. その他

本吸収分割及び分割準備会社設立の日程等の詳細、持株会社体制移行後の状況、今後の見通し等につきましては、今後詳細を検討し、決定次第開示致します。

なお、下記「Ⅱ. 定款の一部変更」に記載のとおり、当社は、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会において、持株会社体制への移行を見据えた定款（事業目的）の変更議案を付議する予定です。

Ⅱ. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記「Ⅰ. 持株会社体制への移行」に記載のとおり、当社は、平成 27 年 2 月 26 日開催の取締役会において、グループ経営を高度化させ、当社グループの競争力を高めるため、平成 27 年中を目途に会社分割によって持株会社制に移行するための検討を開始することを決議いたしました。これに伴い、持株会社化後の当社グループの経営体制及び事業運営も見据え、定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、責任限定契約の対象者を業務執行取締役等でない取締役及び監査役に拡大する改正がなされた改正会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、定款第 29 条第 2 項（取締役の責任免除）及び第 39 条第 2 項（監査役の責任免除）に所要の変更を行い、また、かかる定款変更は改正会社法の施行の日（平成 27 年 5 月 1 日）をもって効力が生じるものとするため、その旨の附則を新設するものです。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第1条 【省 略】</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことをその目的とする。</p> <p>1. ～ 31. 【省 略】 【新 設】</p> <p>32. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条～第28条 【省 略】</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) 1. 【省 略】 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第30条～第38条 【省 略】</p> <p>第39条 (監査役の責任免除) 1. 【省 略】 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第40条～第46条 【省 略】 【新 設】</p> | <p>第1条 【現行のとおり】</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことをその目的とする。</p> <p>1. ～ 31. 【現行のとおり】 32.<u>前各号に掲げる事業を営む国内外の会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、その事業活動を支配、管理または支援すること(当該会社等の経営管理および事業運営に関する業務の一部の受託を含む。)</u></p> <p>33. 【現行のとおり】</p> <p>第3条～第28条 【現行のとおり】</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) 1. 【現行のとおり】 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第30条～第38条 【現行のとおり】</p> <p>第39条 (監査役の責任免除) 1. 【現行のとおり】 2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第40条～第46条 【現行のとおり】</p> <p>附則 (会社法改正に伴う変更の効力発生日) <u>第29条第2項および第39条第2項の変更は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行の日(平成27年5月1日)より効力が生じるものとする。</u> なお、本附則は効力発生日経過後、これを削る。</p> |

3. 定款変更の日程

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 本定款変更の承認に係る定時株主総会 | 平成 27 年 3 月 27 日 (予定) |
| 本件定款変更Ⅰの効力発生日 | 同上 |
| 本件定款変更Ⅱの効力発生日 | 平成 27 年 5 月 1 日 (予定) |

本定款変更は、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の当社定時株主総会における承認を条件としております。

以 上